令和３年春号

生衛組合員のみなさまに

新年度に向けた資金手当てはお済ですか！！

令和３年度予算において、衛経貸付（新型コロナウィルス感染症関連）は、当面、令和３年前半まで延長が決まりました。　貸付当初３年間は、実質無利子になる当制度の活用をお勧めします。希望者は、貴組合または（公財）三重県生活衛生営業指導センター（059－225-4181）担当：岩田までご連絡ください。

～新型コロナウィルス感染症に関する融資制度のご案内～

衛経貸付（新型コロナウィルス感染症関連）

お使いみち：設備資金・運転資金　　（令和３年４月１日現在）

融資限度額：１，０００万円（別枠）

利率（年）：当初３年間 0.31%（別枠の 1,000 万円以内)。

４年目以降 1.21%（注）当初３年間の利率部分は、実質無利子になります。

ご返済期間：【設備資金】10 年以内（うち据置期間４年間以内）

【運転資金】 ７年以内（うち据置期間３年間以内）

木曽岬町・いなべ市・桑名市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市・名張市・伊勢市・鳥羽市・志摩市・紀北町では利子補給を実施しており、市町によっては、更に金利がお安くなる場合もあります。

借入資格(抜粋)

*（１）営業許可等を受けている**小規模事業者**(個人･法人)であること。*

*（２）原則として**６ヵ月以上**、生衛同業組合等の経営指導員か経営特別相談員による経営指導を受けていること。*

*（３）**１年以上**同じ地区で同一事業を営んでいること。*

*（４）所得税等の税金を**全て完納**していること。*

*（５）常時使用する従業員(会社の場合の役員並びに個人の場合３親等以内の家族従業員、パート、アルバイト除く)が**５**人（旅館業及び興行場営業については、**２０**人）以下の会社又は個人。*

（６）マル経と併せて 2,000 万円以内であること。

（７）生衛組合等がその経理内容を把握できる者であること。